



広島県報

定期
第18号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

保安林予定森林	治山室	一
指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知(四件)	"	二
解除予定保安林にする旨の通知	"	三
道路の区域変更(七件)	道路保全室	三
道路の供用開始(五件)	"	五
土砂災害警戒区域等の指定(二件)	砂防室	六
建築基準法の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可	建築指導室	九

公告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請	県民文化室	九
製菓衛生師試験の実施	食品衛生室	一〇
貸金業者の所在の確知不能	商工金融室	一
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要(六件)	地域産業振興室	一
大規模小売店舗立地法の規定による町の意見の概要(二件)	"	三
争議行為の予告(二件)	労政管理室	三
林業種苗生産事業者の登録の抹消	林業振興室	四
開発行為に関する工事の完了	開発指導室	四
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(東広島地域事務所)	四
土地改良区の清算人の退任	(下水道室)	五
土地改良区の役員退任	(備北地域事務所)	五
公安委員会告示		一五
遊技機の型式の検定の告示		一五
収用委員会公告		一五

土地収用法施行令の規定による公示送達

正誤

平成十七年十二月十五日付け広島県報(定期)第九十五号中広島県告示第千三百二十八号の訂正

一五

告示

示

広島県告示第二百四十四号

次の森林を保安林予定森林にした。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤田雄山

- 一 保安林予定森林の所在場所
竹原市東野町字東柏野山二二三、二二四、新庄町字蔵山三五一、下野町字西上条五六六の一(次の図に示す部分に限る)、五六七、五八〇、五八一、字大東山甲八〇七の一、八一〇、八一六
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東柏野山二二三・二二四・字蔵山三五一・字西上条五六六の一・五六七・五八〇・五八一・字大東山甲八〇七の一・八一〇・八一六(以上十筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び竹原市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第二百四十五号

次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を受けた。
平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三次市君田町檀田字宮東三四一の一、三四四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第二百四十六号

次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を受けた。
平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三次市君田町檀田字田和瀬一二九、一三〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第二百四十七号

次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を受けた。
平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三次市作木町上作木字中郷一八八の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第二百四十八号

次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を受けた。
平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三次市作木町大山字天皇山五〇五の一、五〇五の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第二百四十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
庄原市高野町高暮字藤淵二五〇の一
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

広島県告示第二百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道
 路線名 帝釈峡井関線
 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員	延 長	備 考
神石郡神石高原町大字永野字天神七二三番一地从先から 神石郡神石高原町大字永野字天神七一七番一地从先まで	別 新 旧	敷地の幅員 メートル 五・〇〇〇 〇〇	延 長 メートル 五二・〇〇〇	備 考
	新	四・四〇〇	四八・〇〇〇	拡幅

新	旧
二二・三〇〇 〇〇	六〇・二〇〇 〇〇
二二・四〇〇 〇〇	二九〇・〇〇〇
二二・六〇〇 〇〇	二九〇・〇〇〇
三三六・〇〇〇	
ダブルウェイ	

広島県告示第二百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道
 路線名 一八三号
 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員	延 長	備 考
庄原市平和町字種森六〇〇番一地从先から 庄原市山内町字珍路八三〇番一地从先まで	別 新 旧	敷地の幅員 メートル 四・六〇〇 〇〇	延 長 メートル 六六〇・〇〇〇	備 考
	新	三・四〇〇	六六〇・〇〇〇	拡幅

広島県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道
 路線名 一八三号
 道路の区域

区 間	庄原市高町字仲田二〇七五地六先から 庄原市高町字仲田二〇七五地六地先まで	
	新	旧
敷地の幅員	二二・九〇〇 メートル	二二・七〇〇 メートル
延長	四〇・〇〇 メートル	四〇・〇〇 メートル
備考	拡幅	

広島県告示第二百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 一般国道

路線名 一八三号

道路の区域

区 間	庄原市西城町平字中平字二二九番一地从先から 庄原市西城町栗字東沖甲二五六番一地从先まで	
	新	旧
敷地の幅員	二二・八〇〇 メートル	二二・四〇〇 メートル
延長	三三〇・〇〇 メートル	三三〇・〇〇 メートル
備考	拡幅	

広島県告示第二百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 一般国道

路線名 四三四号

道路の区域

区 間	山県郡安芸太田町大字上殿字鍛冶屋通六二三番一 地先から 山県郡安芸太田町大字上殿河内字西堀一七九番四 地先まで	
	新	旧
敷地の幅員	六・五〇〇 メートル	一六・五〇〇 メートル
延長	二二・四〇六 メートル	二二・四〇六 メートル
備考	ダブルウェイ 一般国道一八 六号及び一八 六号と重なり 国道一九一 号と重なり 県道中筒賀下 線と一部重複	

広島県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県広島地域事務所建設局大柿維持管理分室において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 一般国道

路線名 四八七号

道路の区域

区 間	江田島市大柿町大君字塩形八二三番一地从先から 江田島市大柿町大君字塩形七九四番三地从先まで	
	新	旧
敷地の幅員	二九・四〇〇 メートル	二九・四〇〇 メートル
延長	三四・〇〇 メートル	三四・〇〇 メートル
備考	拡幅	

広島県告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 中筒賀下線
道路の区域

区	間		別	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧				
山県郡安芸太田町大字加計字猿彦一〇番一地从先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字小原一〇九七番一地从先まで	三〇・二〇	〇〇・五〇	メートル	四〇	〇・〇三二	メートル
	三三・五〇	四〇		四〇	〇・〇三二	
						拡幅

広島県告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道帝釈峡井関線	神石郡神石高原町大字永野字天神七三二番一地从先から 神石郡神石高原町大字永野字天神三〇六番一地从先まで	平成十八年三月九日

広島県告示第二百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一八三号	庄原市平和町字種森六〇〇番一地从先から 庄原市山内町字珍啓八三〇番一地从先まで	平成十八年三月九日

広島県告示第二百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一八三号	庄原市高町字仲田二〇七五地六地从先から 庄原市高町字仲田二〇七五地六地从先まで	平成十八年三月九日

広島県告示第二百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一八三号	庄原市西城町平字中平字二二九番一地从先から 庄原市西城町栗字東沖甲二五六番一地从先まで	平成十八年三月九日

広島県告示第二百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県広島地域事務所建設局大柿維持管理分室において、平成十八年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤田 雄山

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条の規定によつて、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験の日時

平成十八年六月二十日(火) 午後二時から午後四時まで

二 試験の場所

広島市中区基町一〇番五二号
広島県庁舎本館六階講堂

三 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

3 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)附則第二項に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

4 製菓衛生師法附則第三項に規定する者(旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則附則第二項に規定する者をいう。)であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

5 製菓衛生師法の施行(昭和四十一年十二月二十六日)の際既に菓子製造業に従事している者(前各号に該当する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年を超えているもの又はこの法律の施行の日後三年を超え

るに至つたもの

五 受験手続

1 受験願書の受付期間

平成十八年四月三日(月)から平成十八年四月二十八日(金)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

郵送等の場合は、平成十八年四月二十八日までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

(一) 広島県福祉保健部食品衛生室(〒七三〇・八五一 広島市中区基町一〇番五二号)又は広島県各保健所(海田分室を含む。)

(二) 呉市保健所生活衛生課(〒七三七・〇〇四 呉市和庄一丁目二番一三三号)

(三) 竹原市福祉保健課(〒七二五・〇〇二六 竹原市中央三丁目一四番一七号)

(四) 尾道市健康推進課(〒七二二・〇〇一七 尾道市門田町二番五五号)

(五) 三次市さわやか市民室(〒七二八・八五〇 三次市十日市中二丁目八番一七号)

(六) 江田島市福祉保健課(〒七三七・二二二三 江田島市大柿町大原五〇五番地)

(七) 熊野町生活環境課(〒七三一・四二九二 安芸郡熊野町三八一五番地一)

3 提出書類

(一) 受験願書

写真(出願前六か月以内に撮影した名刺形「縦九センチメートル、横六・五センチメートル」の無帽かつ正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものの)

(二) 四一又は三に該当する者は、当該施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類

(三) 四二又は四に該当する者は、学校教育法第四十七条又は製菓衛生師法附則第三項に規定する者であることを証する書類及び菓子製造業従事証明書

(四) 四三に該当する者は、菓子製造業従事証明書

(五) 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定に合格した者で試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けるものは、その技能検定に合格したことを証する書類

(六) その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する場合は、受験願書を提出する際に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

六 受験手数料

九千四百円

この手数料は、九千四百円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の所定欄にはつて納めること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

八 携行品

受験票及び筆記用具

九 合格者の発表

平成十八年七月二十日(木) 午前十時に広島県庁舎前の掲示場はその受験番号を掲示するとともに、広島県のホームページに掲載する。あわせて、受験者全員に合格証書又は不合格通知を郵送する。

十 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、次のいずれかの場所に行うこと。

- 1 広島県福祉保健部食品衛生室(電話番号「〇八二五・三一〇四」又は広島県各保健所(海田分室を含む。))
- 2 呉市保健所生活衛生課(電話番号「〇八三三・二五・三五三六」)
- 3 竹原市福祉保健課(電話番号「〇八四六・二二・七一五七」)
- 4 尾道市健康推進課(電話番号「〇八四八・二四・一九六〇」)
- 5 三次市さわかやか市民室(電話番号「〇八二四・六一・六一三四」)
- 6 江田島市福祉保健課(電話番号「〇八三三・四〇・三一七七」)
- 7 熊野町生活環境課(電話番号「〇八二二・八二〇・五六〇六」)
- 十一 その他

郵送等によつて受験願書などを請求する場合は、返信先のあて先を明記し、八十円切手をはつた返信用封筒を必ず同封すること。

次の貸金業者については、その所在を確知できないため、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条第一項の規定によつて、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、同項の規定によつて、貸金業者の登録を取り消す。

平成十八年三月九日

一 商号又は名称

広島県知事 藤 田 雄 山

フレッシュ

二 氏名

八田 尚樹

三 主たる営業所の所在地

広島市中区国泰寺二丁目五・九・五〇一号室

四 登録番号

広島県知事(一)第二六一三号

五 登録年月日

平成十六年六月二十三日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ竹原 A棟

所在地 竹原市下野町三三〇八

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

竹原市商工農政課(竹原市中央五丁目一番三五号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月九日から平成十八年四月十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年三月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

広島県知事 藤 田 雄 山

名称 パルティ・フジ竹原 B棟
所在地 竹原市下野町三二九三
提出された意見の概要
なし

提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)
竹原市商工農政課(竹原市中央五丁目一番三五号)

提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月九日から平成十八年四月十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ竹原 C棟

所在地 竹原市下野町三六一一

二 提出された意見の概要

なし

提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

竹原市商工農政課(竹原市中央五丁目一番三五号)

提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月九日から平成十八年四月十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン三原

所在地 三原市円一丁目一八三四・二九外

二 提出された意見の概要

なし

提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

三原市経済部商工振興課(三原市港町三丁目五番一号)

提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月九日から平成十八年四月十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 レクレ

所在地 呉市宝町二五番一外

二 提出された意見の概要

なし

提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

呉市商工観光部商工振興課(呉市中央六丁目二番九号)

提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月九日から平成十八年四月十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民

の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ焼山

所在地 呉市焼山中央三丁目四二二番地一外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

呉市商工観光部商工振興課(呉市中央六丁目二番九号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月九日から平成十八年四月十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する町から意見が提出された。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン神辺

所在地 深安郡神辺町大字道上字二の丁七五番外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

神辺町建設経済部商工観光課(深安郡神辺町川北八九五・一)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月九日から平成十八年四月十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する町から意見が提出された。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ熊野

所在地 安芸郡熊野町字荒金五八二・二外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

熊野町企画課(安芸郡熊野町三八一五・一)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月九日から平成十八年四月十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定によって平成十八年二月二十八日付けで広島県医療労働組合連合会執行委員長植木俊郎から争議行為を行う旨、通知があったので、次のとおり公告する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

賃金その他の労働条件の改善

二 争議行為の日時

平成十八年三月十五日午前零時から本件の要求解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島中央保健生活協同組合総合病院福島生協病院、同草津診療所、同コープ五日市診療所、同福島生協内科クリニック、同生協歯科ひろしま、同福島生協病院在宅介護支援センター、同訪問看護ステーション基町、同訪問看護ステーションコスモス、同訪問看護ステーション草津かもめ、同訪問看護ステーションコープ五日市、同広島中央保健生協ヘルパーステーション、同広島中央保健生活協同組合及び同広島さえき病院、広島医療生活協同組合広島医療生活協同組合広島共立病院、同在宅介護支援センター共立、同もみじ訪問看護ステーション、同ヘルパーステーション虹、同協同診療所、同津田診療所、同たんぼ訪問看護ステーション、同沼田診療所、同すずらん訪問看護ステーション、同あすなろ生協診療所、同コープ共立歯科、同えのかわ訪問看護ステーション、同広島医療生活協同組合及びデイサービスセンター津田において、広島県医療労働組合連合会に加盟する広島中央保健生活協同組合、広島医療生活協同組合の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって平成十八年二月二十八日付けで庄原赤十字病院労働組合執行委員長加藤差智子、藤岡聡士及び前岡清美から争議行為を行う旨、通知があったので、次のとおり公告する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

賃金その他の労働条件の改善

二 争議行為の日時

平成十八年三月十六日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

庄原赤十字病院において、庄原赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の者を生産事業者登録簿から抹消した。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

登録番号 七三七	生産事業者の氏名 田邊 忠全	生産事業者の住所 庄原市総領町上領家三八五	生産事業の内容 幼苗以外の苗木の育成	事業所の名称 田邊 忠全	事業所の所在地 庄原市総領町上領家
-------------	-------------------	--------------------------	-----------------------	-----------------	----------------------

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
深安郡神辺町大字道上字門前一三一四番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
深安郡神辺町字道上二二二七番地の一
有限会社 久和
代表取締役 池田 昇

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成十八年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 都市計画事業の種類及び名称
備後圏都市計画、本郷都市計画及び河内都市計画下水道事業沼田川流域下水道
- 二 施行者の名称
広島県（尾三地域事務所建設局）
- 三 事務所の所在地
三原市円一町二丁目四・一
- 四 事業地の所在
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
変更なし

清算法人豊田郡東野町生野島土地改良区から次の清算人が退任した旨の届出があった。
平成十八年三月九日

広島県東広島地域事務所長 大坂桂介

氏名 住所

下末重則 豊田郡大崎上島町東野二一三六・三

小林典雄 呉市豊町久比一五三八・六

比婆郡比和町土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十八年三月九日

広島県備北地域事務所長 本雅彦

(退任役員)

職名 氏名 住所

理事 板垣弘明 庄原市比和町古頃一九七

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第17号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。
平成18年3月9日

広島県公安委員会

委員長 宮地治夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
5P1215	告示の日(平成18年3月9日)から3年間	ぱちんこ遊技機	C R 花 満 開 煙 X T	株式会社ソフミア 代表取締役 井 豊 定 男 (群馬県桐生市境野町七丁目201番地)	左 同
5P1231	同上	同上	C R T A 01	タノヨーエリック株式会社 代表取締役 佐藤英理子 (愛知県名古屋市区見壽町125番地)	左 同

収用委員会公告

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。
平成十八年三月九日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

有限会社二岡電工 住所不明

ただし土地登記簿名義人住所

呉市焼山中央一丁目二〇番一四号

二 送達すべき書類の名称

広島圏都市計画道路事業三・五・九三三号焼山環状線に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知書

三 土地等の表示

所在地	番	地目		公簿実測	積	収用しようとする土地の面積(㎡)
		公簿	現況			
呉市焼山中央一丁目	二二六一番七	宅地	宅地	七・七〇	七・七三	七・七三
	二二六一番八	雑種地	雑種地	一・四五	一・四六	

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築部管理総室土木建築総務室

広島市中区基町十番五十二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十八年三月二十日をもって、その書類の送達があったものとみなされず。

正 誤

平成十七年十二月十五日付け広島県報（定期）第九十五号に登載の広島県告示第千三百一十八号（保安林予定森林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

六	六	六	ページ
上	上	上	段
後ろから一三	一四	七	行
元宇品	元宇品	元宇品	誤
元宇品町字宇品山	字宇品山	元宇品町字宇品山	正

農林水産部林務総室治山室長